

まえばしスポーツクラブ団体登録運営要項

(趣旨)

第1条 この要項は、スポーツに関する専門的な知識や経験、技能等を有する団体を登録することにより、中学生のスポーツ活動の推進を図るため、まえばしスポーツクラブ（以下「クラブ」という。）に、団体登録（以下「団体」）を設置し、適切なスポーツ活動の場を提供できる体制を確立するものとする。

(団体登録)

第2条 団体登録については、前橋市内で中学生の活動を実施し、次の要件を満たす団体とする。

(1) 団体登録の要件

- ア 前橋市スポーツ協会加盟団体の登録団体
- イ 前橋市スポーツ少年団加盟団体
- ウ 総合型地域スポーツクラブ
- エ 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する団体
- オ 団体活動が公正、公平、透明性が確保され、自主的、自立的にスポーツ活動が実践されており、また、運営面、技術面の指導者を備えている団体
- カ クラブが適任と認める団体

(2) 登録の方法

団体登録申請書（様式第1号）により申し出があり、クラブの審査に合格した団体を登録する。なお、団体登録申請書には、団体の規約を添えることとする。

(3) 登録期間

登録の期間は登録をした日から1年間とする。

(4) 登録の更新

登録の更新は期間満了日の1か月前までに登録者から登録を更新しない旨の意思表示がない場合、同じ条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(5) 登録事項の変更

登録期間中において、登録内容に変更が生じた場合は直ちにクラブに連絡をする。

(活用と処遇)

第3条 団体の活用と処遇については、次のとおりとする。

(1) 登録団体の照会

- ア クラブは個人等の要請に応じて、目的とする団体を紹介する。
- イ クラブが紹介した団体は、要請に応じて十分な打ち合わせを行い、円滑で効果的なスポーツ活動が行えるようにする。

(2) 団体情報の掲載

ア 登録団体のうち、希望団体を対象とし、団体登録の利用促進を目的に、クラブが効果的であると認めた団体の情報を掲載することができる。

イ 団体情報掲載申請書（様式第2号）により、掲載を希望する事項を申し出ることによって情報の掲載に同意したこととする。

ウ 掲載事項に変更が生じた場合や、掲載事項の削除を希望する場合、団体情報掲載事項変更・削除申請書（様式第3号）にて申し出ることによって掲載情報の変更及び削除をする。

（登録の取り消し）

第4条 登録団体として不適当と認められた場合は、クラブはその団体の登録を抹消することができる。

附 則

この要項は、令和6年7月9日から施行する。